

分担金・拠出金の名称	【平成27年度新規計上案件】 生物多様性条約名古屋議定書拠出金	
拠出先の国際機関名	国際連合環境計画	
国際機関の概要	遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とし、2010年に採択され、2014年に発効した生物多様性条約名古屋議定書の実施を補佐する事務局。事務局はモントリオール(カナダ)に所在。議定書の2015年5月末現在の締約国数は58か国及び欧州連合。	
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		拠出の必要性及び期待する効果
1. (1) 成果目標:生物多様性条約名古屋議定書に係る拠出金を通じて、我が国の重要課題である環境分野において、生物多様性の保全等を促進するとともに、我が国実施事業との相互補完性を高める。 活動指標:生物多様性条約名古屋議定書の実施を通じた生物多様性の保全等への貢献、議定書の締結国数、条約事務局の活動実績		本議定書は、2010年10月に採択され、50か国の締結後90日目に発効(2015年6月23日現在、58か国及び欧州共同体が締結済み)。我が国は2011年5月に本議定書に署名し、現在、「生物多様性国家戦略2012-2020」に沿って、本議定書の締結に向けた検討を進めており、締約国となった場合には所要の拠出金負担が求められる。 本議定書の目的である、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を推進するため、議定書事務局を支援することにより、我が国の施策との整合性を図ることが必要。特に、本議定書は、提供国及び利用国双方にとって、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分に関するルールを明確化し、もって遺伝資源の活用を一層促進するメリットがあり、我が国にとっても重要。 また、我が国は、本議定書が採択された第10回生物多様性条約締約国会議(COP10:2010年10月に愛知県名古屋市で開催)より2012年まで議長国を務めており、本議定書に係る分野において更なるリーダーシップを発揮していくことが求められるところ、締約国として分担金を支払う意義は大きい。
(2) 成果目標:生物多様性条約名古屋議定書の実施における我が国の発言力・影響力を確保する。 活動指標:我が国ハイレベルとの意見交換、議定書実施に係るビューローメンバー		
(3) 成果目標:効率的な組織・財政マネジメントの実現。 活動指標:運営予算の圧縮・効率化		
(4) 成果目標:生物多様性条約事務局における邦人職員増強を図る。 活動指標:邦人職員の増強。		
2. PDCAサイクルの確保		①計画段階(Plan):議定書締約国会合において二か年予算案を策定、採択。我が国の関連政策(生物多様性国家戦略等)に照らしつつ、予算要求。 ②実施段階(Do):拠出金の支払い、各種会議及び文書を通じた条約事務局の活動のモニタリング。 ③評価段階(Check):報告書等に基づき運営・活動を評価。 ④フォローアップ(Act):各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。
担当課・室名	国際協力局 地球環境課	